

令和6・7年度

八峰町小規模修繕等契約希望者登録申請の手引き

この登録制度は、八峰町が発注する小規模な修繕契約のうち、一般競争（指名競争）参加資格申請による建設業者等級格付名簿に登載されていない方でも契約することができる小額で内容が軽易な修繕契約（50万円未満）を希望する方を登録し、町内業者の受注機会を拡大しようとするものです。

1 登録の受付期間

令和6年3月1日（金）から令和6年3月18日（月）まで

（受付時間 午前9：00から午後4：00まで ただし、土日祝日を除く。）

※受付期間後でも随時受け付けておりますが、年度初めに間に合わない可能性があるため、早めの提出をお願い致します。

2 提出先及び問い合わせ先

八峰町役場 総務課 管理契約係（1F） 電話 76-4601（直通）

3 登録申請及び登録事項の変更等

登録申請するときは、八峰町小規模修繕等契約希望者登録申請書（様式第1号）に修繕等実績調書（様式第2号）を添付し、登録事項に変更があったときは、八峰町小規模修繕等契約希望者登録事項変更届（様式第3号）又は事業を休業・廃業したときは、八峰町小規模修繕等契約希望者休業・廃業届（様式第4号）を提出するものとし、総務課 契約管理係に持参するものとする。

4 登録の有効期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日までとし、その後2年ごとに改めて申請により登録を受け付けます。なお、途中で登録した者にあつては、令和8年3月31日までを有効とする。

5 申請できる者

八峰町内に主たる営業所を有する法人又は八峰町に住所を有している個人。

（建設業の許可の有無、経営規模、従業員数は問いません。）

ただし、次の事項に該当する者は登録できません。

- (1) 精神の機能の障害により小規模修繕等の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 八峰町建設業者等級格付名簿に登載されている者
- (3) 希望業種を履行するために必要な資格、免許等を有していない者
- (4) 町税を滞納している者

- (5) 代表者（役員又は委任を受けた者を含む。）又はその経営に事実上参加している者が、集团的又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められた者
- (6) その他公共の発注の相手方として不適当と認められる者

6 登録者の取扱い

八峰町小規模修繕等契約希望者登録申請書（様式第 1 号）を提出して審査に合格した方は、八峰町が発注する小規模な修繕等契約の際に業者選定の対象となり得ますが、業者選択や契約を約束するものではありませんのでご了承ください。

なお、登録申請時の書類審査を行い、可否について通知します。また、申請後又は登録後に八峰町の契約の相手方として不適当と認められた場合は、登録を抹消のうえ通知します。

7 契約に関する事項

(1) 発注方法

八峰町が小規模な修繕等を発注するときは、原則として複数の業者の見積競争によって、最も低い価格を提示した業者と契約することになります。

なお、見積を依頼されても都合により辞退することは自由ですが、辞退する場合は必ず辞退届（様式第 5 号）を提出ください。

(2) 契約方法

契約の方法及び履行は、八峰町財務規則、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。

また、工事施工上発生する第三者への補償について、損害保険の加入状況等を確認することがあります。

なお、請負った契約は、原則として自ら履行しなければなりません。一括下請け（丸投げ）及び町が認めた場合以外の下請はできませんので、申請時の希望業種の記載範囲は、自ら施工（履行）できる業種を記載してください。

(3) 請負代金の支払い

請負代金の支払いは、履行完了後に行う検査に合格した後の請求に基づき、原則として口座振替の方法により支払います。

また、支払日は、正当な請求を受けた日から 30 日以内となります。

(4) 不正行為の禁止

契約に関して独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為は決して行わないでください。業務に関して不正又は不誠実な行為等が認められた場合は、契約解除を含め登録の抹消を行うこととなります。

8 申請書の書き方

(1) 住所

法人の場合は、主たる営業所の住所を記入してください。個人事業主が自宅で営業しているときは、自宅の住所を記入してください。

(2) 商号又は名称

法人は、登記事項証明書の記載に基づき記入してください。個人事業主は、通常使

用している商号がある場合はそれを記入し、無い場合は記入しないでください。

(3) 代表者職・氏名

法人は、登記事項証明書に記載された代表者の職・氏名を記入してください。個人事業主は、商号がある場合は氏名の前に「代表」を記入してください。

(4) 印鑑

法人は、印鑑登録した代表者印を使用してください。個人事業主は、実印でなくてもかまいませんが、ゴム等の変形しやすいものは認められませんのでご注意ください。

なお、申請書に使用した印鑑は、登録期間中「見積書・請書・契約書・請求書等」に使用していただきます。

(5) 修繕希望業種

5 業種以内であれば内容の制限はありません。ただし、発注担当課でこの内容を見て業者選定をします。受注を希望する順序で記入してください。

なお、法的な許可・免許・登録を要する場合はその名称を記入し、許可証の写しを添付してください。

(6) 業種一覧

1. 土木一式
2. 建築一式
3. 内装仕上げ一式
4. 板金一式
5. 機械器具設備一式
6. 電気一式
7. 塗装一式
8. 管工事
9. ガラス一式
10. タイル・ブロック一式
11. 造園一式
12. 雪下ろし・除排雪一式（機械借上げを除く）
13. その他（ ）

10 添付書類（写し可）

◇法人の場合

- ・登記事項証明書 （3ヶ月以内のもの）
- ・納税証明書（令和3年度分）税務署様式「その3の3」
- ・希望業種の履行に必要な資格又は免許の写し

◇個人の場合

- ・身分証明書（本籍地の市町村申請窓口で3ヶ月以内に発行されたもの。運転免許証の写しは不可）
- ・納税証明書（令和5年度分）役場税務課
- ・希望業種の履行に必要な資格又は免許の写し

※1 次の業種を希望する方で、それぞれの業種に下に記載した資格又は許可をお持ちの方は、必ずその写しを添付してください。

電気・・・第一・第二種電気工事士免状など

管・・・八峰町指定給水装置工事事業者証、排水設備指定工事店証など